

ふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」促進事業実施要項

1. 目的

尾花沢市の高齢化率は40%を超え、約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、高齢者の方々の居場所づくりが重要になってきております。そのため、たすけあい、支えあいのできる高齢者の居場所づくり、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目的として、高齢者の交流、親睦の場としてのふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」促進事業を実施いたします。

尚、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、新しい生活様式に合わせた開催についてご検討ください。厚生労働省による別紙「通いの場を開催するための留意点」（運営者リーダー向け・参加者向け）をご参照ください。

2. 実施主体

地域住民により編成されたグループ（母体となる組織は問わない。母体となる組織とは例えば自治会、単位老人クラブ、あるいはボランティアグループが想定される。また、各グループの共同実施でも構わないものとする。）「なかよしお茶のみ会」の名称は、団体で自由に決めてください。

3. 事業内容

①内容（活動）

希望する団体にて実施する。内容的には、1人暮らしだけではなく、高齢者の方々が気軽に参加できる心ふれあうお茶のみ会としての開催活動です。1集落（部落）単位での開催を原則としますが、地域の状況により複数の集落が合同で開催することも可能です。また、集落にこだわらず健康づくりや介護予防を目的とした市内の任意のグループやサークルによる申請も可能といたします。さらに老人クラブ会員に限定したものではなく、お年寄りの居場所づくりや安否確認と交流・親睦を目的としています。人数は10人以上のグループとしますが集落単位の開催であれば5人以上での開催も可能です。

この活動を通して、参加者に何か困りごとや悩みごと、あるいは福祉サービス利用の希望などがある場合、民生児童委員や社会福祉協議会または市福祉課など関係機関への連絡することも重要な活動になってきます。

②開催場所・・・開催場所は集落内の公民館やこれに類する集会所、あるいは他の適当な建物、施設など地域内でできるだけ普段着で気軽に参加できる場所がふさわしいと思われます。密集しない開催場所や、参加人数・開催回数の調整をご検討ください。

③対象者・・・主たる対象者は、集落内の65歳以上の高齢者ですが、集落の状況により60～64歳の方や子ども等若い世代を入れて世代間交流を目的に開催するなど、柔軟に対応することは構いません。ただし、助成金は4.に記載した 1,200円×高齢者数（上限は30人分の36,000円）となります。ただし年2回開催する場合は 1,600円×高齢者数（上限は30人分の48,000円）、3回以上開催する場合は 2,000円×高齢者数（上限は30人分の60,000円）までの助成といたします。

④「なかよしお茶飲み会」における研修等について

「なかよしお茶飲み会」で出前講座を希望される場合は、市健康増進課 健康指導係（Tel22-1111 別紙参照）や尾花沢市地域包括支援センター（Tel23-3660）、尾花沢警察署や消防署等へご相談く

ださい、担当職員等が伺います。その際感染予防対策についても打合せをお願いいたします。尚、
飲食を控えていただく場合もあります。また、市健康増進課と地域包括支援センターの出前講座は「生涯元気づくりポイント事業」の対象になります。

民謡と三味線の尺八の出前出張を行うボランティア団体「かかし」様については社会福祉協議会に申込みいただきますが、交通費程度の謝礼が必要です（別紙参照）。また社会福祉協議会で、輪投げなどのスポーツ用具や「山形方言かるた」、「健康雪かき体操みちのく仙台 ORI☆姫隊 DVD」等の貸し出しや、「いきいき 100 歳体操」の紹介も可能です。また社会福祉協議会の生活支援コーディネーターに活動内容の相談も可能です。

4. 助成金の交付対象及び助成基準額

この事業の経費は、予算の範囲内で助成金を交付する。助成金の対象となる事業は、3. に示した事業内容とし、これに係る助成金の交付対象経費及び助成基準額は次表のとおりとする。

| 助 成 対 象 経 費 | 助成基準額 |
|---|--|
| ふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」の開設に必要な次に掲げる経費 需用費（消耗品費・食料費・備品購入費・ 材料費・ <u>消毒液など感染予防対策に必要な 経費</u> ）、役務費（切手代など通信費）、使用 料及び借上料、 <u>交通費</u> 、講師謝礼 等 | <u>年間 1 回開催</u> |
| | <u>1,200 円×高齢者数（上限は 30 人分の 36,000 円）</u> |
| | <u>年 2 回開催</u> |
| | <u>1,600 円×高齢者数（上限は 30 人分の 48,000 円）</u> |
| | <u>年 3 回以上開催</u> |
| | <u>2,000 円×高齢者数（上限は 30 人分の 60,000 円）</u> |

※開催の回数は問いませんが、助成の上限は上記になります。申請内容の審査の後支給決定となりますので、減額または不承認になる場合があります。また、支給額はお茶のみ会へ参加できる高齢者の人数分の額になり、欠席者分の助成金返還を求めませんが、欠席者には安否確認を目的としたお茶・菓子等のお届けなどのご配慮をお願いいたします。ただし今年度中にサロンの開催に至らなかった場合は、返金をお願いいたします。年 1 回の開催で申請しその後 2 回以上開催する場合は、
差額分を支給できる場合があります。該当する場合は再度申請してください。

またアルコール飲料は助成対象経費から除きます。さらにこの助成は特定の団体の旅行費用や懇親会・ご宴会の補助を目的とするものではなく、他の事業の共催として行う場合も 3. に示した事業内容を満たすものとします。

5. 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする「地域住民により編成されたグループ」（以下、グループという）は、ふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」促進事業助成金交付申請書（様式 1）を尾花沢市社会福祉協議会長（以下、社協会長という）にご提出ください。現金給付または銀行振り込みの選択が可能ですが、山形銀行尾花沢支店以外は振込手数料が発生します。

また、本会職員や関係者が取材に伺う場合がありますので、申請書には開催予定日を記入してください。さらに、活動状況を本会ホームページや広報誌に掲載させていただく場合もありますがご了承ください。

6. 事業実施報告書の提出

「なかよしお茶のみ会」開催終了後、助成金決定通知書に同封する開催報告書を社協会長に提出するものとする。その際領収書の写し、写真や資料などを添付します。